

ID: 12

担当部署: 総務部 総務課 総務係

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市手数料徴収条例 第1条		
例 規 番 号	平成18年条例第69号		
【根拠条文】 (趣旨) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第227条の規定に基づく手数料及び行政不服審査法(平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。)の規定に基づく手数料については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。 【基準】 根拠条文、第2条及び第3条の規定による。 (種類及び額) 第2条 手数料の種類及び額は、別表のとおりとする。 (手数料の計算) 第3条 証明に関する手数料で2以上の証明事項を表示したものは、1つの目的に係る場合を除いて、それぞれの証明事項ごとに、数人を連記して同一事項の請求があったときは1人ごとにこれを徴収し、1つの証明事項が数枚にわたる場合はこれをもって1枚とする。 2 現地調査を要するものは、それぞれの証明手数料に300円を加算する。 3 別表第3第1項、第3項及び第4項に掲げる手数料の算出において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和6年7月31日